

那覇植物防疫事務所交渉（沖縄国家公務員労働組合那覇植防分会）

議 事 要 旨

1 開催日時：令和2年3月24日（火）17時33分から17時55分（22分）

2 場 所：那覇植物防疫事務所図書標本室

3 出席者：

那覇植物防疫事務所	橋本 浩明	所長
同	和田 節男	庶務課長
同	森崎 亨	庶務課長補佐
那覇植防分会	菅原 輝晴	委員長
同	小橋川嘉一	副委員長
同	山路 拓也	書記長
同	安達 浩之	執行委員
同	荻谷 和幸	執行委員

4 議 題：那覇植防分会提出 別添「要求書」

5 議事概要

（和田庶務課長）

ただいまから、沖縄国家公務員労働組合那覇植防分会からの要求に基づく交渉を開始する。

それでは、橋本所長より回答する。

（橋本所長）

二の1について、超過勤務縮減のためには、管理者と職員が共に不要不急の超過勤務をしないという意識の醸成が必要である。

勤務管理者に対しては事前命令を徹底し、超過勤務の必要性の確認をするよう指導しており、また、毎週水、金曜日を定時退庁日、毎月第2、第4金曜日を完全定時退庁日として設定し、当日メール等により定時退庁を呼びかけ、超過勤務縮減意識の醸成に努めているところである。

今後とも、事前の超過勤務命令を徹底するとともに、定期的に超過勤務縮減の取組を検証し、より実効性のある超過勤務縮減対策の実施に努めてまいりたい。

四の1及び2について、人事評価制度を適切に運用するため、評価者には内閣人事局や人事院主催の評価者研修、農林水産省主催の管理者研修及び評価者全員が対象の評価者向けeラーニングなどを受講させ、評価能力の向上及び評価者の目線合わせに努めているとこ

ろである。

また、期首面談において、評価者と被評価者の間で目標内容を明確にし、認識を共有して目標を確定するよう、引き続き指導してまいりたい。

六の1について、労使関係については、これまでどおり健全かつ良好という点を維持しつつ、今後とも適切に対応してまいりたい。

(和田庶務課長)

以上をもって那覇植防分会の要求に基づく交渉を終了する。

以 上

2020年3月4日

那覇植物防疫事務所
所長 橋本 浩明 殿

沖縄国家公務員労働組合

那覇植防分会

執行委員長 菅原 晃晴



要 求 書

当分会組合員の職場要求を、別紙のとおりとりまとめたので提出します。
これらは全組合員の切実なる要求であるので、早期に解決されることを
要求します。

なお、回答に当たっては、3月31日までに書面をもって行うよう要求
します。

2020那覇植防分会 春闘要求書

一 要員の確保について

- 1 欠員（庶務1名、輸入3名、国内2名、那覇空港1名）を早急に解消し、要員を確保すること。
- 2 要員不足で労働過重になっている現状を看過せず、要員を配置すること。
- 3 産前・産後休暇、育児休業はもちろんのこと、長期病休等で職員が不在となる場合は、確実に代替要員を配置すること。

二 職場環境及び業務の改善等について

- 1 超過勤務については、事前命令を徹底し、実効性のある超過勤務縮減対策を実施すること。
- 2 官用車出張に伴う移動時間の超過勤務手当については、運転者のみならず同乗者に対しても超過勤務手当を支給するとともに、自主運転手当を制度化するよう関係機関に要請すること。
- 3 官服の仕様について見直しを行うこと。
- 4 マイナンバーカードの導入にあたっては、取得を強制しないこと。
- 5 庁舎への入構手続きについて、マイナンバー身分証を持たない職員への具体的な方策を講じること。

三 人事異動について

- 1 人事異動は発令日発令日1ヶ月前までに内示を行い、内示日を全職員に対して周知すること。
- 2 人事異動は本人の希望を最大限尊重し、強制的な異動は行わないこと。
- 3 異動に要した費用は全額実費払いとすること。
- 4 併任発令の際、本人及び所属担当に対し十分に説明を行うこと。

四 人事評価について

- 1 評価者は本制度を十分に理解し、評価者ごとに対応が異なることがないようにすること。
- 2 過大な目標設定を求めないこと。
- 3 公正、公平な昇給・昇格・昇任を行うこと。

五 労働協議に関することについて

- 1 植物検疫制度等の見直しや新たな業務などの発生による労働条件・職場環境の変更が予想される場合には、事前に労働組合と協議すること。

六 労使関係について

- 1 労使関係については、今後も労働組合と十分な協議を行い、一方的な改変は行わないこと。